

第 16 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項（任意開示項目）

■ 社外役員としての独立性判断基準

■ 2020 年度 取締役会評価

■ 2020 年度 監査役監査の状況

第一三共株式会社

■ 社外役員としての独立性判断基準

当社は、取締役候補者の選定にあたっては、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役に該当する人材を含めることとし、社外役員（社外取締役及び社外監査役）は、当社からの独立性を確保していることを要件としております。

「社外役員としての独立性判断基準」については、2014年3月31日の取締役会及び監査役会において、以下のとおり決議しております。

1. 次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該取締役及び監査役は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
 - (1) 以下に該当する本人又はその近親者（2親等内の親族を意味するものとする。以下同じ。）
 - ① 当社及び当社の親会社、兄弟会社、子会社の現在及び過去における業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び執行役員等その他の使用人をいう。ただし、近親者との関係においては重要な者に限るものとする。以下同じ。）
 - ② コンサルタント、法律専門家、会計専門家又は医療関係者等として、当該個人が過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度において、当社から1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く。）を受けている者
 - (2) 以下に該当する法人その他の団体に現在及び過去10年間において業務執行者として在籍している本人又はその近親者
 - ① 取引関係
 - (a) 当社グループからの、又は、当社グループに対する製品や役務の提供の対価としての取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度において、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える取引先
 - (b) コンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人、税理士法人、学校法人等であって、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度において、その総収入額に占める当社グループからの支払い報酬等の割合が10%を超える取引先
 - (c) 直前事業年度末における当社グループの借入額が、当社連結総資産の10%を超える借入先
 - ② 主要株主
独立性を判断する時点において、当社の主要株主である会社その他の法人、又は当社が主要株主となっている会社。主要株主とは、発行済株式総数の10%以上を保有している株主をいう。
 - ③ 寄付先
当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度において、1,000万円を超え、かつ、当該法人その他の団体の総収入額の2%を超える寄付先
 - ④ 会計監査人
現在及び過去3事業年度において当社グループの会計監査人である監査法人
 - ⑤ 相互就任関係
当社の業務執行者が、現任の社外取締役又は社外監査役をつとめている上場会社
2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、取締役会又は監査役会において総合的な検討を行い、独立性を確保していると判断する場合には、社外役員の要件に問題がないと判断することがある。

■ 2020 年度取締役会評価

当社は、取締役会評価を、取締役会および取締役自らの現状評価と課題認識のために活用し、継続的に取締役会の機能・実効性の向上に努めております。

毎年度、取締役会評価を実施し、本評価から抽出された課題に対する改善施策に取り組み、次年度の取締役会評価において、現状評価および前年度からの改善状況を確認しております。

<取締役会評価 実施方法>

当社は、取締役会全体の実効性に係る評価内容・項目として、コーポレートガバナンス・コード 基本原則 4 [取締役会の役割・責務] に付随する原則・補充原則を参考に、取締役会全体の評価に、取締役自らを評価する項目も含めた評価項目を定めております。

評価項目の大項目は以下のとおりです。

- (1) 取締役会の役割・責務
- (2) 取締役会の運営
- (3) 取締役会の構成
- (4) 取締役会の実効性に関する課題・改善点
- (5) 前年度 取締役会評価において認識された課題解決・改善施策

全取締役が、評語選択および自由記述による自己評価を実施し、その分析・内容を取締役会へ報告しております。

今回実施した自己評価においても、評語選択および自由記述により忌憚のない意見が相当数出ており、これらを踏まえ取締役会の機能・実効性向上につながる課題および改善点を抽出しております。

<2020 年度 取締役会評価 結果>

2020 年度 取締役会評価において、当社取締役会は、取締役会の役割、責務、運営および構成の面において適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保されているとの評価結果が出ております。

また、前年度の評価において更なる改善課題とされた下記(1)から(5)について、以下のとおり取り組み、改善が進んでいることを確認しております。

- (1) 取締役会による意思決定機能、監督機能、モニタリング、リスクマネジメント機能の更なる強化
 - ・ 社外取締役の取締役会議長就任（2020 年 6 月）等による監督機能の強化を図った。
 - ・ マテリアリティの KPI について取締役会において十分に議論し、決議した。
 - ・ 事業投資・研究開発投資案件の Lessons learned について取締役会へ報告した。
- (2) 第 5 期中期経営計画の策定に向けた議論の充実
 - ・ 第 5 期中期経営計画の策定に向けて、取締役会および社外役員説明会（計 6 回）において議論を行った。
- (3) 議論・判断材料として必要十分な提案・報告内容の整備
 - ・ 経営状況の月次報告、事業提携案件等に関して、十分な議論のために必要な情報を整理し、取締役会資料、説明内容に繋げた。

- (4) 審議、議論、質疑応答へのより一層の時間配分
 - ・ 事前説明時の社外役員からの質問・意見の議案説明者への伝達、議案毎の時間配分の設定等により、取締役会における審議、議論、質疑応答の充実を図った。
- (5) 社外役員の理解促進につながる情報提供の更なる充実
 - ・ 毎回、取締役会議案について社外役員へ事前説明を実施したことに加え、社外役員の経営会議へのオブザーバー参加、経営会議資料の共有、業界関連情報の共有等を実施した。

<2021年度 重点施策>

2020年度の評価を踏まえ、取締役会による意思決定機能、監督機能、モニタリング、リスクマネジメント機能の更なる強化に向けて、2021年度に以下の重点施策に取り組み、当社取締役会の機能・実効性の確保・向上に努めてまいります。

- (1) 当社に最適なコーポレートガバナンスを目指した取り組みの強化
- (2) がん事業・海外事業への取締役会の監督機能の強化
- (3) 取締役会における議論の更なる充実
- (4) 社外役員の理解促進につながる情報提供の更なる充実

なお、2021年度の実効性評価は第三者機関による評価を実施する予定です。

以上

■ 2020年度 監査役監査の状況

1. 監査役監査の組織、人員及び手続について

(1) 当社は監査役会設置会社であり、監査役会は公認会計士1名を含む監査役5名（常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されております。

(2) 各監査役の経験及び能力

氏名	経験及び能力
常勤監査役 渡邊 亮一	財務経理、経営管理、総務・調達、内部監査等に携わり、当社の業務活動全般に精通しており、幅広い視野と高い知見を有しております。
常勤監査役 佐藤 賢治	研究開発、人事、経営管理等に携わり、当社の業務活動全般に精通しており、幅広い視野と高い知見を有しております。
社外監査役 泉本 小夜子	公認会計士としての豊富な経験に基づく専門知識と識見を有しております。
社外監査役 樋口 建史	行政機関等での経験に基づく専門知識と識見を有しております。
社外監査役 今津 幸子	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識と識見を有しております。

(3) 監査役の監査機能強化を図るため、業務執行から独立した専任の使用人3名が監査役の業務を補助しております。

2. 監査役及び監査役会の活動状況

(1) 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

① 当事業年度において当社は監査役会を原則月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	出席回数/開催回数
渡邊 亮一	13回/13回
佐藤 賢治	13回/13回
泉本 小夜子	13回/13回
樋口 建史	13回/13回
今津 幸子	13回/13回

② 監査役会とは別に、監査役間の意見交換会を取締役会終了後に実施しております。

③ 例月の監査役会の平均所要時間は120分程度、付議議案件数は年間15件であります。

(2) 監査役会の主な共有・検討事項

- ・ 監査方針、監査計画及び業務分担について
- ・ 監査役会監査報告について
- ・ 会計監査人の評価について
- ・ 監査役会の実効性評価について
- ・ 内部監査計画及び結果について
- ・ 国内グループ会社監査役による監査の状況
- ・ 常勤監査役の職務執行状況（月次）

(3) 監査役の活動状況

- ・代表取締役との会合：年2回の頻度で実施（常勤監査役、社外監査役）
- ・取締役との会合：年1回の頻度で実施（常勤監査役、社外監査役）
- ・重要会議への出席：取締役会・経営会議への出席（常勤監査役、社外監査役）、企業倫理委員会・EHS経営委員会等への出席（常勤監査役）
- ・国内グループ会社の重要会議への出席：主要な国内グループ会社の非常勤監査役として当該会社の取締役会、経営会議等への出席（常勤監査役）
- ・重要な書類の閲覧：決裁書、重要な会議の資料及び議事録等の閲覧（常勤監査役）
- ・監査役監査：本部長・部長・支店長・研究所長、国内グループ会社の社長、海外グループ会社の内部監査部門長等（常勤監査役、社外監査役）
- ・取締役会における助言・要望（常勤監査役、社外監査役）
- ・任意の諮問委員会の委員就任：指名委員会及び報酬委員会のオブザーバー（社外監査役）
- ・社外取締役との連携：意見交換会の実施（社外監査役）
- ・国内グループ監査役連絡会：年2回の頻度で実施（常勤監査役）
- ・内部監査部門との連携：内部監査計画や結果の報告・意見交換の実施、内部監査開始前の監査ポイントの確認、月例連絡会にて情報共有・意見交換の実施（常勤監査役）、内部監査部門が監査役・会計監査人会合に同席（常勤監査役、社外監査役）
- ・会計監査人との連携：会計監査人より監査計画、監査及び四半期レビュー結果、内部統制監査（J-SOX）結果等について説明・報告を受けるとともに、近時のトピックをテーマに、月1回程度、情報共有・意見交換の実施（常勤監査役、社外監査役）、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する協議（常勤監査役、社外監査役）

2020年度 監査役会評価について

当社監査役会は、監査役会の実効性の向上を図ることを目的として、2020年度監査役会評価を実施いたしました。

<監査役会評価実施方法>

監査役会の実効性に係る評価項目を幅広く定め、各監査役が監査役会の自己評価を実施し、その内容を協議いたしました。

<監査役会評価結果>

当社監査役会活動は概ね適切に実施されており、監査役会の実効性は確保されているとしましたが、海外グループ会社の監査をはじめいくつかの改善の余地があることが確認できたため、今回の結果を踏まえ、次年度以降の活動に活かしてまいります。

以上